

若狭連帯行動ネットワーク様

「原発検査に「維持基準」や「インセンティブ規制」を導入しないで下さい、プルサーマル計画を白紙撤回し、六ヶ所再処理工場を稼働させないでください、核燃料サイクル政策を抜本的に転換してください」との申入書に対する御回答

平成14年12月
経済産業省

表記について、次のとおり御回答いたします。

1 .

原子力安全・保安院は、8月30日に、原子力事業者16社に封し、過去に実施された自主点検作業について不正が行われていないか総点検を行うよう指示しました。この結果、11月15日には、各社から、安全上重要な機器について過去3年間遡って確認した結果について、中間報告が提出されました。その内容については、原子力安全・保安院が評価を行うこととなりますが、必要があれば事業者追加調査を行わせるなど、十分な調査を行います。

また、シュラウドにひび割れの徴候がある原子炉については、事業者による点検に原子力安全・保安院の検査官が適宜立ち会っているほか、東京電力福島第一原子力発電所1号機の格納容器の漏えい率検査については、同社に再検査を指示し、検査官の厳重な監視の下で実施されております。

検査制度については、今次臨時国会で御審議頂いている電気事業法及び原子炉等規制法の改正法案において事業者による点検を法定義務化し、記録や安全上の評価の実施を義務づけるとともに、国又は独立行政法人が事業者による検査の実施体制を評価する対応をとることとしています。

また、原子力安全・保安院の職員については、研修等により技術的知見や能力を向上させるべく努力するとともに、検査官の増員も現在検討しており、関係機関との調整を行ってまいります。

原子力安全・保安院による規制の実施状況については、中立的な原子力安全委員会がダブルチェックを行っておりますが、今回の法案においては、安全規制活動全般について、原子力安全・保安院から原子力安全委員会へ報告し意見を求めることを制度化するなど、ダブルチェック体制の強化を図ったところです。

2 .

今回の原子力安全・保安院による対応につきましては、大臣直属の組織として、外部の有識者から構成される評価委員会を設置し、その調査過程の妥当性などについて御審議いただいたところです。

評価委員会の中間報告においては、規制当局である当省の側にも不適切な点が

あったとの指摘が行われたことから、関係職員の厳正な処分を行ったものです。

また、今回の反省に立って、申告処理体制の整備を図ったほか、今次臨時国会に法案を提出し、自主検査の法定化など、今後このような問題の再発を防止するための対策を早急に講じることとしており、原子力の安全確保に万全を期するという規制当局としての責務を全うしていくことが重要であると考えております。

3 .

今次臨時国会において御審議頂いている電気事業法等の改正法案により、事業者に対し、検査の結果、ひび割れ等の不具合が発見された場合には、当該設備の安全上の評価を行い、記録することを義務づけることとしております。いわゆる「維持基準」は、ひび割れ等の不具合が発見された場合に、それが技術基準に適合しているか、その不具合が将来にわたってどのように進展するか、仮に将来技術基準に適合しなくなるとすればどの時期か、といったことを、科学的・合理的な根拠に基づく方法により予測し、評価する手法であり、この評価手法の導入により設備の安全確保に資するものと考えています。従来から求められている安全性の水準を引き下げるものではありません。

定期検査の間隔については、平成14年6月の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会報告において、個々の保守・点検項目ごとに安全上最も有効な頻度を評価し、その評価に基づき規制当局が原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を定めるべき、としています。この考え方は、インセンティブを与えるものではなく、規制において科学的合理性を確保し、実効性を向上するためのものであり、この考え方に沿って今後検討を行ってまいります。

4 .

今回の東京電力などによる自主点検に係る不正問題や国の定期検査における偽装問題の発生により、原子力の安全確保に対する国民の信頼を大きく損なったことについては重く受け止めており、事業者のみならず、国としても安全規制の実効性を高めるべく全力を傾けることが必要であると考えています。

また、現在我が国においては、原子力安全・保安院が実施する規制について原子力安全委員会が中立的な立場からチェックを行うダブルチェック体制をとっておりますが、今次臨時国会で御審議頂いている電気事業法及び原子炉等規制法改正法案においては、保安院が原子力安全委員会へ報告し意見を求めることを制度化するとともに、その意見を踏まえて必要な改善を図ること、原子力安全委員会が直接事業者に対し報告徴収や立入調査ができることを制度化することなどにより、ダブルチェック体制の強化を行うこととしております。

また、そのような観点から、今回御審議頂いている法案では、事業者による自主検査の法定化や罰則の強化を図るとともに、再発防止策の一環として、規制当

局の体制面での強化についても、必要な国の検査官の増員や独立行政法人の活用について現在検討を行っており、今後厳しい財政事情の中での予算面の制約や、行政組織の効率性の観点も踏まえつつ、関係機関との調整を行ってまいりたいと考えています。

いずれにしても、多面的かつ総合的な観点から、安全規制の実効性を高めるために必要な対策を早急に講じてまいりたいと考えています。

また、独立行政法人原子力安全基盤機構に移管される予定の検査は、一部（専門性を活かした材料、機器のスペックや検査データの確認等）であり、検査の中で本来国がやるべきものを移管するものではありません。規制当局である原子力安全・保安院と、原子力安全基盤機構との間で適正な役割分担をしながら、より強化された原子力安全規制体制を実現すべく、原子力の安全確保に最大限努力してまいります。

申告については、申告者の保護を厳格に行うなど適切な調査を担保するため、外部有識者からなる申告調査委員会を本年10月8日に立ち上げ、原子力安全・保安院が行う調査につき、申告者を保護する観点を含め、監督し、指導・助言して頂いているところです。さらに、原子力安全・保安院が行う調査過程における申告者の保護など適切な調査を可能とするため、調査手順に関する限り詳細なルールを策定し、10月30日、同委員会の了承を得て、公表したところです。また、今回御審議頂いている法案では、申告者が申告を行う宛先として、原子力安全委員会を追加することとしております。原子力安全・保安院は、申告情報を原子力施設の安全確保及び原子力安全行政に対する国民の信頼の確保に有効に活用していくため、今後、申告者の保護を厳格に行いつつ、的確な調査を進めてまいります。

5 .

エネルギー資源の乏しい我が国は、国内において核燃料サイクルを確立することが将来的なエネルギーセキュリティの確保上極めて重要との認識の下、原子力開発当初から、核燃料サイクルの確立に向け継続して努力を行ってきており、実用規模の施設を安全に運転できる技術、経験を蓄積してきています。

使用済燃料から回収されるウランやプルトニウムをプルサーマルによってリサイクル利用する場合、元の燃料の最大2割から4割程度に相当する新たな燃料を再び加工することができます。さらに、使用済燃料を再処理して、高レベル放射性廃棄物を分離することにより、高レベル放射性廃棄物として処分する量を低減することができます。

使用済燃料を国産資源として活用する核燃料サイクルを実用規模で確立していれば、将来ウラン資源の供給が万一不安定になるようなことがあっても柔軟に対応でき、また、石油や石炭、原子力に変わり得る将来の基幹エネルギーの開発、

普及の努力に、より多くの時間的余裕を与られます。すなわち、核燃料サイクルの確立により、将来のエネルギー供給の不確実性というリスクの低減に貢献できます。そのため、プルサーマルを含む核燃料サイクルは、長期的な視点に立って、着実推進していくことが重要です。

しかし、今回の事案により、原子力に対する国民・住民の信頼を失ったことの影響は大きく、原子力政策を巡る情勢は厳しいものがあります。

まずは、事実関係の究明や再発防止策を徹底的に実施することを再出発点とし、国民・地元との対話活動に積極的に取り組むこと等を通じ、失った信頼の回復に全力を傾注してまいり所存です。

6 .

平成11年12月の総合エネルギー調査会原子力部会において、原子力発電の経済性に係る試算が行われ、原子力発電コストは、約5.9円/kWhと試算されています。これはあくまでも一定の前提の下での試算ではありますが、他の電源との比較において遜色がないものと認識しております。

また、原子力発電は、ウラン資源が政情の安定した国々に分布していることなどから燃料の供給安定性に優れるとともに、発電過程で二酸化炭素を排出しないことから地球温暖化対策に資するものであり、日本の電力供給の3分の1を担う基幹エネルギーとなっています。このように優れた特質を有する基幹エネルギー源を損なうことは適切ではなく、原子力発電は今後とも、より重要なエネルギー源となっていくと考えられます。

使用済燃料については、これを再処理して回収されるウランやプルトニウムをプルサーマルによってリサイクルすることが可能であり、こうした核燃料サイクルを確立することによって、原子力発電の供給安定性をさらに高めることが可能です。

このため、今後とも、長期的な視点に立って核燃料サイクルを推進しつつ、原子力発電を推進していくべきものと考えます。

7 .

電源開発促進対策特別会計法施行令自体は経済産業省と文部科学省の共管になっておりますが、原子力・エネルギー教育支援事業交付金は文部科学省の所管する交付金であるので、当省はその執行等についてコメントする立場にございません。